

公的研究費に関する指針

本学の公正な研究遂行を今後とも確保・充実していくためには、公的研究費を使用する本学研究者とこれを支援する者（以下「教職員」という。）が、関係法令及び学内規則等を遵守し、常に自らの行動を律することが重要である。

教職員は職種に拘わらず、社会に対して公的研究費の使用に関する説明責任があることを十分自覚して、その透明性の確保・向上に努めなければならない。

その自覚の下に、教職員は、次に掲げる項目を研究活動に係る指針として、適正な業務遂行に励まなければならない。

1. 教職員は、関係法令及び学内規則等を遵守し、廉潔性を以って業務を遂行しなければならない。
2. 教職員は、公的研究費の公共性を常に自覚し、行動しなければならない。
3. 教職員は、研究活動について強い倫理意識を持って、常に公私の別を明らかにしつつ、利害関係者への対応に細心の注意を払い、節度をもって行動しなければならない。
4. 教職員は、自らの業務を適正に遂行するとともに、本学関係部署間との円滑なコミュニケーションを図り、相互協力の下、不正防止に努めなければならない。
5. 公的研究費の不正使用または不正の恐れがあることを知った教職員は、速やかに研究活動不正防止告発相談窓口に通報しなければならない。